

白井市除染実施計画（新旧対照表）

下線部分は変更部分

変更後 <第2版>		現行（変更前） <第1版>	
<b>P 1 6</b> 4. 除染等措置の実施者		<b>P 1 7</b> 4. 除染等措置の実施者	
除染実施施設	実施者	除染実施施設	実施者
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>独立行政法人が管理する施設</u>	<u>独立行政法人</u>	<u>国道等国が管理する土地※1</u>	<u>国</u>
<u>国・県・他自治体が管理する施設</u> <u>※1</u>	<u>国・県・他自治体</u>	<u>県立高等学校 県道等県が管理する施設※1</u>	<u>県</u>
		<u>千葉ニュータウン事業関係で県等が管理する施設※1</u>	<u>所有者または施設管理者</u>
※1 <u>国、県、他自治体が管理する施設</u> については、今後、 <u>国、県、他自治体</u> と協議し具体的な除染対象や除染方法を決定します。 なお、上記以外で市が管理する施設として「水路」は、市独自で定期的に空間線量率調査測定を行っていきます。		※1 <u>国、県、その他市以外が管理する施設</u> については、今後、 <u>国、県等</u> と協議し具体的な除染対象や除染方法を決定します。 なお、上記以外で市が管理する施設として「水路」は、市独自で定期的に空間線量率調査測定を行っていきます。	

**P 1 7**

Ⅱ 除染実施計画

6. 除染等の措置の着手及び完了予定時期

除染実施施設	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
保育園・幼稚園 小・中学校 公園 子どもの 遊び場			
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>国、県、他自治 体、独立行政法 事が管理する施 設</u>			

**P 1 9**

7. 除染の具体的な措置等

- (1) ～ (2) (略)
- (3) 作業の安全の確保  
(略)

(4) 除染等の措置を講じても効果が得られない場合の措置


表 5 に則した除染内容を講じても、それぞれの除染対象施設における測定の基準となる高さの平均空間線量率が毎時 0.23 マイクロシーベルト未満にならない場合は、さらに効果が期待できる手法について、市独自で検討の上で講じていきます。

**(上記を加文)**

**P 1 8**

Ⅱ 除染実施計画

6. 除染等の措置の着手及び完了予定時期

除染実施施設	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
保育園・幼稚園 小・中学校・ 公園 子どもの 遊び場			
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

**P 2 0**

7. 除染の具体的な措置等

- (1) ～ (2) (略)
- (3) 作業の安全の確保  
(略)

P 2 1、 2 2

表 5 除染実施区域別の除染等の措置

除染対象	除染等の措置内容	具体的な除染措置内容		
		平成 23 年度の措置	平成 24 年度の措置	平成 25 年度の措置
保育園 幼稚園 小・中学校 公園 子どもの遊び場… (略)	(略)	(略)	校庭表土の除去・客土等 砂場の砂の入れ替え 玄関・廊下等の清掃・拭取り・高圧洗浄 側溝・集水枡・雨どい等の汚泥除去・清掃・洗浄 落葉の除去 除草 枝葉の剪定 <b>(※詳細は検討中) を削除 (平成 24 年度の措置を平成 25 年度も継続する)</b>	
上記以外の公共施設	(略)		屋上・壁面・玄関・廊下等の清掃・拭取り 側溝・集水枡・雨どい等の清掃・洗浄 落葉の除去 除草 枝葉の剪定 <b>(※詳細は検討中) を削除 (平成 24 年度の措置を平成 25 年度も継続する)</b>	
市道 (通学路)	(略)	(略)	歩道の洗浄・除草 側溝・集水枡の清掃・洗浄 落ち葉の除去 法面の除草 枝葉の剪定 <b>(※詳細は検討中) を削除 (平成 24 年度の措置を平成 25 年度も継続する)</b>	

P 2 2、 2 3

表 5 除染実施区域別の除染等の措置

除染対象	除染等の措置内容	具体的な除染措置内容		
		平成 23 年度の措置	平成 24 年度の措置	平成 25 年度の措置
保育園 幼稚園 小・中学校 公園 子どもの遊び場… (略)	(略)	(略)	校庭表土の除去・客土等 砂場の砂の入れ替え 玄関・廊下等の清掃・拭取り・高圧洗浄 側溝・集水枡・雨どい等の汚泥除去・清掃・洗浄 落葉の除去 除草 枝葉の剪定 <u>※詳細は検討中</u>	
上記以外の公共施設	(略)		屋上・壁面・玄関・廊下等の清掃・拭取り 側溝・集水枡・雨どい等の清掃・洗浄 落葉の除去 除草 枝葉の剪定 <u>※詳細は検討中</u>	
市道 (通学路)	(略)	(略)	歩道の洗浄・除草 側溝・集水枡の清掃・洗浄 落ち葉の除去 法面の除草 枝葉の剪定 <u>※詳細は検討中</u>	

住宅・宅地・事業所	(略)	(略)	(略)
山林(生活圏隣接地)	(略)	(略)	(略)
国・県・他自治体・独立行政法人が管理する施設	(略)	※別途協議する。 <b>(平成24年度の措置を平成25年度も継続する)</b>	
除染実施区域以外	(略)	壁面等の清掃・拭取り 側溝・集水枡・雨どい等の汚泥除去・清掃 落葉の除去 除草 枝葉の剪定 <b>(平成24年度の措置を平成25年度も継続する)</b>	
<p>●除染等の措置は、事前測定の結果、施設の状況などによって実施の有無、実施する内容が異なり、措置内容についても必要な措置を選定することとなります。</p>			

住宅・宅地・事業所	(略)	(略)	(略)
山林(生活圏隣接地)	(略)	(略)	(略)
国・県等が管理する土地	(略)	※別途協議する。	
除染実施区域以外	(略)	※詳細は今後検討	
<p>●除染等の措置は、事前測定の結果、施設の状況などによって実施の有無、実施する内容が異なり、措置内容についても必要な措置を選定することとなります。</p> <p><u>●上記に示す措置内容を講じ効果が確認できない場合は、さらに適切と思われる手法を検討し講じていくこととします。(この場合は、市独自の基準による手法を講じます。)</u></p> <p><b>(上記文章を削除)</b></p>			

P 2 4

Ⅲ 計画を推進するために

1. 市民・事業者などによる除染等の措置と連携および活動支援

市内の除染区域の面積は広大であり、市だけで除染全てを行うには相当の期間を要することから、早期に効率的に市内の除染等の措置を行うためには、市民の理解と協力が不可欠です。

自治会や町会などが自ら地域の除染活動を行う場合は、市は必要な支援を行います。また、個人の住宅や事業所などの民間所有地については、「白井市戸建て住宅等除染事業実施要綱」に則り、所有者、施設管理者などの合意を得ながら除染等の措置を進めます。

(上記文章に一部変更)

P 2 9

資料編

2. 除染関係の地域指定  
(2) 汚染状況重点地域

	市町村数	指定地域
(略)	(略)	(略)
宮城県	9	亘理町 (追加)
福島県	40	柳津町 (追加) 昭和村 (削除)
(略)	(略)	(略)
群馬県	10	片品村、みなかみ町 (削除)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
計	101	

P 2 5

Ⅲ 計画を推進するために

1. 市民・事業者などによる除染等の措置と連携および活動支援

市内の除染区域の面積は広大であり、市だけで全てを行うには相当の期間を要することから、早期に効率的に市内の除染等の措置を行うためには、個人の住宅や事業所などの民間所有地については、所有者、施設管理者による除染等の措置の協力をお願いします。

また、民間所有地の除染等の措置に係る費用の助成などは、国の費用負担の仕組みが明確になっている部分もあることから、市の支援制度を早急に確立して市民と連携協力し除染等の措置を進めます。

P 3 0

資料編

2. 除染関係の地域指定  
(2) 汚染状況重点地域

	市町村数	指定地域
(略)	(略)	(略)
宮城県	8	石巻市、・・・ 全域
福島県	40	福島市、・・・ 除く区域
(略)	(略)	(略)
群馬県	12	桐生市、・・・ の全域
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
計	102	